

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 支配関係及び完全支配関係

改 正 後	改 正 前
<p>(支配関係及び完全支配関係を有することとなった日の意義)</p> <p>1-3の2-2 支配関係又は完全支配関係があるかどうかの判定における当該支配関係又は当該完全支配関係を有することとなった日とは、例えば、その有することとなった原因が次に掲げる場合には、それぞれ次に<u>定める日</u>となることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>1-4-1(組織再編成の日)に規定する組織再編成</u> <u>同通達で定める組織再編成の日</u></p> <p>(注) 上記(1)の株式を譲渡した法人における法第61条の2第1項(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計上は、原則として、当該株式の譲渡に係る契約の成立した日に行うことに留意する。</p>	<p>(支配関係及び完全支配関係を有することとなった日の意義)</p> <p>1-3の2-2 支配関係又は完全支配関係があるかどうかの判定における当該支配関係又は当該完全支配関係を有することとなった日とは、例えば、その有することとなった原因が次に掲げる場合には、それぞれ次に<u>掲げる日</u>となることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>合併(新設合併を除く。)</u> <u>合併の効力を生ずる日</u></p> <p>(4) <u>分割(新設分割を除く。)</u> <u>分割の効力を生ずる日</u></p> <p>(5) <u>株式交換</u> <u>株式交換の効力を生ずる日</u></p> <p>(注) 上記(1)の株式を譲渡した法人における法第61条の2第1項(有価証券の譲渡損益の益金算入等)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計上は、原則として、当該株式の譲渡に係る契約の成立した日に行うことに留意する。</p>

二 組織再編成

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成の日)</p> <p>1-4-1 <u>合併、分割、現物出資、現物分配、株式交換等</u>（法第2条第12号の16(定義)に規定する株式交換等をいう。以下この節において同じ。）<u>又は株式移転</u>（以下1-4-1において「組織再編成」という。）<u>が行われた場合</u>における当該組織再編成の日は、当該組織再編成により合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人に資産若しくは負債の移転があった日、被現物分配法人その他の株主等に資産の移転があった日又は株式交換等若しくは<u>株式移転が行われた日</u>をいうのであるから、留意する。</p> <p>① 合併又は分割の場合における当該移転があった日は、合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）又は分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）をいう。</p> <p><u>2 現物出資が株式交付である場合における当該移転があった日は、株式交付の効力を生ずる日をいう。</u></p> <p><u>3 株式交換等又は株式移転が行われた日とは、次に掲げる組織再編成の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。</u></p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 株式交換以外の株式交換等で、株式会社を対象法人（法第2条第12号の16に規定する対象法人をいう。）とするもの <u>次に掲げる場合</u>に応じ、それぞれ次に<u>定める日</u></p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p>	<p>(組織再編成の日)</p> <p>1-4-1 <u>法人が合併、分割、現物出資、現物分配又は株式交換等</u>（法第2条第12号の16(株式交換等)に規定する株式交換等をいう。以下この節において同じ。）<u>若しくは株式移転</u>（以下1-4-1において「組織再編成」という。）<u>を行った場合</u>における当該組織再編成の日は、当該組織再編成により<u>当該法人が合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人にその有する資産若しくは負債の移転をした日</u>、被現物分配法人その他の株主等に<u>その有する資産の移転をした日</u>又は株式交換等若しくは<u>株式移転を行った日</u>をいうのであるから、留意する。</p> <p>① 合併又は分割の場合における当該移転をした日は、合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）又は分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）をいう。</p> <p><u>2 株式交換等又は株式移転を行った日とは、次に掲げる組織再編成の区分</u>に応じ、それぞれ次に<u>掲げる日</u>をいう。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 株式交換以外の株式交換等で、株式会社を対象法人（法第2条第12号の16に規定する対象法人をいう。）とするもの <u>次に掲げる場合</u>に応じ、それぞれ次に<u>掲げる日</u></p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p>

改 正 後	改 正 前
(3)	(3)

三 資本金等の額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(資本金又は出資金の増加の日)</p> <p>1 - 5 - 1</p> <p>(1) 金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付による増資の場合 ((3)に該当する 場合を除く。) 次に<u>定める</u>いずれかの日</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>役務の提供の対価として自己の株式を交付したことによる増資の場合 ((1) に該当する場合を除く。)</u> 次に<u>定める</u>いずれかの日</p> <p>イ <u>役務の提供前に当該株式を交付したとき</u> <u>その役務の提供を受けた事業 年度の会社計算規則第42条の2第1項(取締役等が株式会社に対し割当日 後にその職務の執行として募集株式を対価とする役務を提供する場合にお ける株主資本の変動額)に規定する株主資本変動日</u></p> <p>ロ <u>役務の提供後に当該株式を交付したとき</u> <u>当該株式の割当日</u></p>	<p>(資本金の増加の日)</p> <p>1 - 5 - 1</p> <p>(1) 金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付による増資の場合 ((3)に該当する 場合を除く。) 次に<u>掲げる</u>いずれかの日</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

四 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 有価証券の譲渡による法第61条の2第1項《有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入》に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額（以下2-1-23の3までにおいて「譲渡損益の額」という。）の計上は、同項の規定に基づき原則として譲渡に係る契約の成立した日に行うこととなるのであるから、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める日に譲渡損益の額を計上する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>その有価証券の譲渡が規則第27条の3第6号から第8号まで及び第10号から第15号まで《有価証券の譲渡損益の発生する日》に掲げる事由によるものである場合 当該各号に定める日に応じた1-4-1《組織再編成の日》で定める組織再編成の日</u></p>	<p>(有価証券の譲渡による損益の計上時期)</p> <p>2-1-22 有価証券の譲渡による法第61条の2第1項《有価証券の譲渡損益の益金算入等》に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額（以下2-1-23の3までにおいて「譲渡損益の額」という。）の計上は、同項の規定に基づき原則として譲渡に係る契約の成立した日に行うこととなるのであるから、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる日に譲渡損益の額を計上する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>その譲渡損益の額が次によるものである場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日</u></p> <p>イ <u>その法人の有していた株式（出資、新株予約権及び投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項（定義）に規定する新投資口予約権を含む。以下2-1-22において同じ。）を発行した法人の合併によるものについては、合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日）</u></p> <p>ロ <u>その法人の有していた株式を発行した法人の分割型分割によるものについては、分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日）</u></p> <p>ハ <u>株式交換又は株式移転によるものについては、株式交換の効力を生ずる日又は株式移転完全親法人の設立登記の日</u></p>

五 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(金利スワップ取引等の特例処理)</p> <p>2-3-38 規則第 27 条の 7 第 2 項(デリバティブ取引)に規定する取引に該当するか否かの判定に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) スワップ取引等(規則第 27 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる取引のうち金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号若しくは第 4 号又は同条第 22 項第 3 号から第 5 号まで(定義)に掲げる取引をいう。以下 2-3-38 において同じ。)の想定元本と当該スワップ取引等の対象とした資産又は負債の元本金額との差がおおむね 5%以内である場合には、規則第 27 条の 7 第 2 項第 3 号の要件を満たすこととなる。</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ 種類の異なる変動金利同士を交換するいわゆるベース・スワップ取引が、資産に係る変動金利と負債に係る変動金利の種類を一致させることを目的とするものである場合(当該資産及び当該負債について同項第 2 号に規定する帳簿書類への記載を行ったものに限る。)の当該取引</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>	<p>(金利スワップ取引等の特例処理)</p> <p>2-3-38 規則第 27 条の 7 第 2 項(金利スワップ取引等の特例処理)に規定する取引に該当するか否かの判定に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) スワップ取引等(規則第 27 条の 7 第 1 項第 1 号(デリバティブ取引の範囲等)に掲げる取引のうち金融商品取引法第 2 条第 21 項第 3 号若しくは第 4 号又は同条第 22 項第 3 号から第 5 号までに掲げる取引をいう。以下 2-3-38 において同じ。)の想定元本と当該スワップ取引等の対象とした資産又は負債の元本金額との差がおおむね 5%以内である場合には、規則第 27 条の 7 第 2 項第 3 号の要件を満たすこととなる。</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ <u>LIBOR、TIBOR等</u>の種類異なる変動金利同士を交換するいわゆるベース・スワップ取引が、資産に係る変動金利と負債に係る変動金利の種類を一致させることを目的とするものである場合(当該資産及び当該負債について同項第 2 号に規定する帳簿書類への記載を行ったものに限る。)の当該取引</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p>

六 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(関連法人株式等の判定)</p>	<p>(関連法人株式等の判定)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3-1-7 の 2 法人が取得をした令第 22 条の 3 第 1 項(関連法人株式等の範囲)の他の内国法人の株式等を同項の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有しているかどうかを判定する場合における当該株式等を取得した日は、例えば、株式等の取得の原因が次に掲げるものであるときには、それぞれ<u>次に定める日</u>となることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>1-4-1(組織再編成の日)</u>に規定する組織再編成(令第 22 条の 3 第 3 項の規定の適用を受けるものを除く。) <u>同通達で定める組織再編成の日</u></p>	<p>3-1-7 の 2 法人が取得をした令第 22 条の 3 第 1 項(関連法人株式等の範囲)の他の内国法人の株式等を同項の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有しているかどうかを判定する場合における当該株式等を取得した日は、例えば、株式等の取得の原因が次に掲げるものであるときには、それぞれ<u>次の日</u>となることに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>合併による被合併法人からの株式の移転(同条第 3 項の規定の適用を受けるものを除く。)</u> <u>合併の効力を生ずる日</u></p> <p>(3) <u>分割による分割法人からの株式の移転(同項の規定の適用を受けるものを除く。)</u> <u>分割の効力を生ずる日</u></p>

七 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p>(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)</p> <p>7-3-15 の 2 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額については、令第 54 条第 1 項第 2 号(減価償却資産の取得価額)の規定に基づき、当該ソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該ソフトウェアを事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額となることに留意する。</p> <p>この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなるのであるが、法人が、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これを認めるものとする。</p> <p>(注) 1</p>	<p>(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)</p> <p>7-3-15 の 2 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額については、令第 54 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該ソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該ソフトウェアを事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額となることに留意する。</p> <p>この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなるのであるが、法人が、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これを認めるものとする。</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2 既に有しているソフトウェア又は購入したパッケージソフトウェア等（以下7-3-15の2において「既存ソフトウェア等」という。）の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用の額は、当該新たなソフトウェアの取得価額になるのであるが、その場合（新たなソフトウェアを製作することに伴い、その製作後既存ソフトウェア等を利用することが見込まれない場合に限る。）におけるその既存ソフトウェア等の残存簿価は、当該新たなソフトウェアの製作のために要した原材料費となることに留意する。</u></p> <p><u>3 市場販売目的のソフトウェアにつき、完成品となるまでの間に製品マスターに要した改良又は強化に係る費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することに留意する。</u></p> <p>（ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用）</p> <p>7-3-15の3</p> <p>(1)</p> <p>(2) 研究開発費の額（自社利用のソフトウェアに係る研究開発費の額については、その自社利用のソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかな場合における当該研究開発費の額に限る。）</p> <p>(3)</p>	<p>（ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用）</p> <p>7-3-15の3</p> <p>(1)</p> <p>(2) 研究開発費の額（自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかな<u>もの</u>に限る。）</p> <p>(3)</p>

八 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
（ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費）	（ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費）

改 正 後	改 正 前
<p>7-8-6 の 2 ……………</p> <p><u>④1 既に有しているソフトウェア又は購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更するための費用のうち、7-3-15 の 2 ④2《自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等》により取得価額になったもの（7-3-15 の 3《ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用》により取得価額に算入しないこととしたものを含む。）以外のものは、資本的支出に該当することに留意する。</u></p> <p><u>2 本文の修正等に要した費用（修繕費に該当するものを除く。）又は上記④1 の費用が研究開発費（自社利用のソフトウェアについてした支出に係る研究開発費については、その自社利用のソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかな場合における当該研究開発費に限る。）に該当する場合には、資本的支出に該当しないこととすることができる。</u></p>	<p>7-8-6 の 2 ……………</p> <p><u>④ 既に有しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となることに留意する。</u></p>

九 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>（過去の役務提供に係るもの）</p> <p>9-2-15 の 2 役員過去の役務提供の対価として譲渡制限付株式（法第 54 条第 1 項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する譲渡制限付株式をいう。以下 9-2-16 の 2 及び 9-2-27 の 2 において同じ。）又は譲渡制限付新株予約権（法第 54 条の 2 第 1 項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する譲渡制限付新株予約権をいう。以下 9-2-27 の 2 において同じ。）が交付される給与（法第 34 条第 1</p>	<p>（過去の役務提供に係るもの）</p> <p>9-2-15 の 2 役員過去の役務提供の対価として<u>生ずる債権に係る債務を履行するために譲渡制限付株式</u>（法第 54 条第 1 項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する譲渡制限付株式をいう。以下 9-2-17 において同じ。）又は譲渡制限付新株予約権（法第 54 条の 2 第 1 項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する譲渡制限付新株予約権をいう。）が交付される給与は、<u>令第 69 条第 3 項第 1 号《事前確定届</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>項(役員給与の損金不算入)の退職給与で業績連動給与に該当しないものを除く。)は、令第69条第3項第1号(定期同額給与の範囲等)に掲げる給与に該当しないため、当該譲渡制限付株式又は譲渡制限付新株予約権による給与の額は、法第34条第1項第2号に掲げる給与として損金の額に算入されないことに留意する。</p> <p><u>(退職給与に該当しない役員給与)</u></p> <p><u>9-2-27 の 2 役員の将来の所定の期間における役務提供の対価として譲渡制限付株式又は譲渡制限付新株予約権が交付される給与(法第34条第5項(役員給与の損金不算入)に規定する業績連動給与に該当するものを除く。)</u>であつて、その役務提供を受ける法人においてその期間の報酬費用として損金経理<u>(退職給付引当金その他これに類するものの繰入れに係るものを除く。)</u>が行われるようなものは、例えばその譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間の満了日又はその譲渡制限付新株予約権を行使することができる期間の開始日とその役員の退任日であることによりその役員において所得税法第30条第1項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するものであつても、法第34条第1項の退職給与で業績連動給与に該当しないものには該当しない。</p> <p><u>(業績連動給与に該当しない退職給与)</u></p> <p><u>9-2-27 の 3 いわゆる功績倍率法に基づいて支給する退職給与は、法第34条第5項(役員給与の損金不算入)に規定する業績連動給与に該当しないのであるから、同条第1項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(注)</p>	<p><u>出給与)</u>に掲げる給与に該当しないため、当該譲渡制限付株式又は譲渡制限付新株予約権による給与の額は、法第34条第1項第2号(事前確定届出給与)に掲げる給与として損金の額に算入されないことに留意する。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(業績連動給与に該当しない退職給与)</u></p> <p><u>9-2-27 の 2 いわゆる功績倍率法に基づいて支給する退職給与は、法第34条第5項(業績連動給与)に規定する業績連動給与に該当しないのであるから、同条第1項(役員給与の損金不算入)の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>(注)</p>

十 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p>(特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であるかどうかの判定)</p> <p>9-4-7 法第37条第4項(寄附金の損金不算入)に規定する「当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金」であるかどうかは、当該法人の募金趣意書、事業計画書、募金計画書の写し等を総合勘案して判定する。</p> <p><u>(出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金)</u></p> <p>9-4-7の2 法第37条第4項(寄附金の損金不算入)に規定する「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」とは、例えば次のようなものが該当する。</p> <p>(1) <u>寄附金の使途を出資業務に限定して募集されたもの</u></p> <p>(2) <u>出資業務に使途を指定して行われたもの</u></p>	<p>(特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する寄附金であるかどうかの判定)</p> <p>9-4-7 法第37条第4項(特定公益増進法人に対する寄附金)に規定する「当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金」であるかどうかは、当該法人の募金趣意書、事業計画書、募金計画書の写し等を総合勘案して判定する。</p> <p>(新 設)</p>

十一 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税及び特別法人事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9-5-2 当該事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下9-5-2において「直前年度」という。)分の事業税及び特別法人事業税の額(9-5-1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9-5-2において同じ。)については、9-5-1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は</p>	<p>(事業税及び特別法人事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9-5-2 当該事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下9-5-2において「直前年度」という。)分の事業税及び特別法人事業税の額(9-5-1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9-5-2において同じ。)については、9-5-1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は</p>

改 正 後	改 正 前
<p>一部につき申告、更正又は決定（以下9-5-2において「申告等」という。）がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する<u>事業税の額は、直前年度の所得金額</u>（直前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の個別所得金額。以下9-5-2において同じ。）又は<u>収入金額</u>（<u>地方税法第72条の2第1項第3号《事業税の納税義務者等》に掲げる事業</u>にあつては、<u>所得金額及び収入金額</u>）に同法第72条の24の7《<u>法人の事業税の標準税率等</u>》に係る標準税率を乗じて計算し、<u>当該損金の額に算入する特別法人事業税の額は、直前年度の所得金額又は収入金額に同条に係る標準税率を乗じて得た金額</u>に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条各号《<u>税額の計算</u>》に掲げる<u>法人の区分に応じ当該各号の税率</u>を乗じて計算するものとし、その後当該事業税及び特別法人事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税及び特別法人事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 <u>事業税の額の計算上、地方税法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人については、所得金額に乗ずる標準税率は、同法第72条の24の7第1項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率又は同条第4項第1号イの標準税率に同号ハの標準税率を加算して得た税率</u>（同法第72条の2第1項第3号に掲げる事業にあつては、<u>同法第72条の24の7第3項第1号ロの標準税率</u>）による。</p>	<p>一部につき申告、更正又は決定（以下9-5-2において「申告等」という。）がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する<u>事業税の額は、直前年度の所得</u>（直前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の個別所得金額。以下9-5-2において同じ。）又は<u>収入金額</u>に標準税率を乗じて計算し、<u>特別法人事業税の額は、当該事業税の額</u>（<u>地方税法第72条の2第1項第1号イ《事業税の納税義務者等》に掲げる法人</u>（以下9-5-2において「<u>外形標準課税法人</u>」という。）にあつては、<u>直前年度の所得に同法第72条の24の7第1項第1号ハ《事業税の標準税率等》に係る率</u>を乗じて計算した額）に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条《<u>税額の計算</u>》に規定する税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税及び特別法人事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税及び特別法人事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(注)1 ……………</p> <p>2 <u>標準税率は、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>外形標準課税法人</u> <u>地方税法第72条の24の7第1項第1号イの標準</u></p>

改 正 後	改 正 前
3	<p style="text-align: center;"><u>税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率又は同条第4項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率による。</u></p> <p style="text-align: center;">(2) <u>(1)に掲げる法人以外の法人 地方税法第72条の24の7に係る標準税率(同条第1項第1号又は第4項第1号に係る標準税率を除く。)</u>による。</p> <p style="text-align: center;">3</p>

十二 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(オープン病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額)</p> <p>15-1-63の2 規則第5条第5号(「<u>医師会法人等が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件</u>」の「これらに準ずる額」とは、次に掲げるような法令の規定等により算定される診療報酬又は利用料の額をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法第7条第1項第1号に規定する業務災害、<u>同項第2号に規定する複数業務要因災害又は同項第3号に規定する通勤災害を被った者に係る診療報酬等で同法第13条、第20条の3又は第22条の規定による療養の給付に要するものとして昭和51年1月13日付基発第72号「労災診療費算定基準について」厚生労働省通達により算定される額</u></p>	<p>(オープン病院等の健康保険診療報酬の額に準ずる額)</p> <p>15-1-63の2 規則第5条第5号(「<u>非課税とされるオープン病院等</u>」の「これらに準ずる額」とは、次に掲げるような法令の規定等により算定される診療報酬又は利用料の額をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2) 労働者災害補償保険法第7条第1項第1号(「<u>保険給付の種類</u>」)に規定する業務災害及び<u>同項第2号に規定する通勤災害を被った者に係る診療報酬等で同法第13条又は第22条(「療養給付」)</u>の規定による療養の給付に要するものとして昭和51年1月13日付基発第72号「労災診療費算定基準について」厚生労働省通達により算定される額</p>

十三 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額)</p> <p>16-3-36 令第 142 条の 2 第 7 項第 3 号及び第 8 項第 1 号から第 4 号まで(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する「<u>内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課される外国法人税の額</u>」には、例えばその所在地国でいわゆるパス・スルー課税が適用される事業体で、我が国においては外国法人に該当するものの所得のうち、その所在地国において構成員である内国法人に帰せられるものとして計算される金額に対して課される外国法人税の額が該当する。</p>	<p>(内国法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該内国法人に対して課せられる外国法人税の額)</p> <p>16-3-36 令第 142 条の 2 第 7 項第 3 号及び第 8 項第 1 号から第 4 号まで(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額)に規定する<u>外国法人税の額</u>には、その所在地国でいわゆるパス・スルー課税が適用される事業体で、我が国においては外国法人に該当するものの所得のうち、その所在地国において構成員である内国法人に帰せられるものとして計算される金額に対して課される外国法人税の額が含まれる。</p>

十四 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 規則第 35 条第 6 号(確定申告書の添付書類)に規定する明細書は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>	<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>17-1-5 規則第 35 条第 6 号に規定する「<u>資産若しくは負債その他主要な事項に関する明細書</u>」は、付表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。</p>

改正後

組織再編成に係る主要な事項の明細書				事業年度	法人名	付表
提出対象法人の区分、組織再編成の種類及び組織再編成の日	1	区分	業種	組織再編成の日		
	被合併法人・合併法人・分割法人・分割承継法人・現物出資法人（株式交付以外）・被現物出資法人（株式交付以外）・株式交付親会社・現物分配法人・被現物分配法人（譲渡現物分配）・株式交換完全親法人・株式交換完全子法人・株式移転完全親法人・株式移転完全子法人		合併・分割型分割（単独新設分割型分割以外）・単独新設分割型分割・分社型分割・中間型分割・現物出資（株式交付以外）・株式交付・現物分配（株式分配以外）・株式分配・株式交換・株式移転			
相手方の区分、名称及び所在地	2	区分	名称	所在地		
	合併法人・被合併法人・分割承継法人・分割法人・被現物出資法人・現物出資法人（株式交付以外）・株式交付子会社・被現物分配法人・現物分配法人・株式交換完全子法人・株式交換完全親法人・株式移転完全子法人・株式移転完全親法人					
移転した（又は交付した）資産又は負債の明細	3	資産・負債の種類	価額等	株式交付にあつては左の算定根拠		
移転を受けた資産又は負債の明細	4	資産・負債の種類	価額等			
適格判定に係る主要な事項						
適格区分	5	適格（法第2条第 号 該当）		その他		
株式保有関係	6	法第4条の3第 項第 号 該当		株式の保有割合	組織再編成前	組織再編成後
				直接保有	%	%
				間接保有	%	%
従業者の数	7	組織再編成前	△	組織再編成後	△	
組織再編成前の主要事業等	8	(継続 ・ 関連)				
関連事業	9					
事業規模	10	指標		左の指標による規模の比較		
		売上金額・資本金の額又は出資金の額・従業者の数・その他 ()				
特定役員等の役員名及び氏名	11	組織再編成前の役員名	組織再編成後の役員名	氏名		
支配株主の株式の保有状況	12	氏名又は名称		旧株数	新株数	新株数に対する見込の有無
					株	有・無
		(合計)			株	有・無
		被合併法人等の発行済株式等の数			株	

改正前

組織再編成に係る主要な事項の明細書				事業年度	法人名	付表
組織再編成の態様	1	合併・分割 () 現物出資 () 現物分配 ()	組織再編成の日 ()	適格区分	2	適格 (法第2条 号 該当) その他
組織再編成に係る関連法人						
名称及び所在地	3					
株式保有関係	4	法第4条の3第 項第 号 該当	(組織再編成前) (組織再編成後)		直接保有の株式の保有割合	%
				間接保有の株式の保有割合	%	%
主要な事業の種類	5	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	(事業関連性 有・無)	
従業者の数	6	被合併法人の合併直前の従業者の数 分割直前の分割事業に係る従業者の数 現物出資直前の現物出資事業に係る従業者の数 完全子法人の株式分配直前の従業者の数	△	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の業務に従事する従業者の数	△	
事業規模	7	指 標		売上金額・資本金の額又は出資金の額 従業者の数・その他 ()		左の指標による規模の比較
役員状況	8	合併法人・分割承継法人・被現物出資法人・完全子法人の特定役員				
		役員名	氏名	合併・分割・現物出資・株式分配前の役員名		
支配株主の株式の保有状況	9	氏名・名称		旧株数	新株数	新株数に対する見込の有無
					株	有・無
		(合計)			株	有・無
		被合併法人等の発行済株式等の数			株	
移転した（又は移転を受けた）資産又は負債の明細	10	資産・負債の種類	価額価額等	資産・負債の種類	価額価額等	

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は<u>組織再編成（合併、分割、現物出資（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に伴うその新株予約権付社債についての社債の給付を除きます。以下同じ。）</u>、<u>法人税法（以下「法」といいます。）第2条第12号の5の2（定義）に規定する現物分配（以下「現物分配」といいます。）</u>、<u>株式交換又は株式移転をいいます。以下同じ。）</u>が行われた場合に、<u>その組織再編成の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める法人に係る法第74条第3項（確定申告）の規定により確定申告書に添付する法人税法施行規則第35条第6号（確定申告書の添付書類）に規定する明細書として使用します。</u></p> <p>イ <u>合併</u> <u>その合併に係る被合併法人及び合併法人</u></p> <p>ロ <u>分割</u> <u>その分割に係る分割法人及び分割承継法人</u></p> <p>ハ <u>株式交付以外の現物出資</u> <u>その現物出資に係る現物出資法人及び被現物出資法人</u></p> <p>ニ <u>現物分配</u> <u>その現物分配に係る現物分配法人及びその現物分配（適格現物分配に限ります。）に係る被現物分配法人</u></p> <p>ホ <u>株式交換</u> <u>その株式交換に係る株式交換完全親法人及び株式交換完全子法人</u></p> <p>ヘ <u>株式移転</u> <u>その株式移転に係る株式移転完全親法人及び株式移転完全子法人</u></p> <p>ト <u>株式交付</u> <u>その株式交付に係る株式交付親会社（会社法第774条の3第1項第1号（株式交付計画）に規定する株式交付親会社をいいます。以下同じ。）</u></p> <p>なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、<u>それぞれ次に定</u></p>	<p style="text-align: center;">組織再編成に係る主要な事項の明細書の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、<u>合併、分割、現物出資又は現物分配（以下「組織再編成」といいます。）</u>が行われた場合に、<u>被合併法人、分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人（以下「被合併法人等」といいます。）又は合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは適格現物分配に係る被現物分配法人（以下「合併法人等」といいます。）</u>が、<u>法人税法施行規則第35条第6号（確定申告書の添付書類）の規定により確定申告書に添付する明細書として使用します。</u></p> <p><u>その組織再編成が適格かどうかを複数の法人により判定をする場合には、「名称及び所在地3」から「事業規模7」までの各欄は、それぞれについてこの明細書を記載し添付してください。</u></p> <p>なお、その組織再編成が次に掲げるものである場合には、<u>次に掲げる各欄の</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>める各欄の記載は要しません。</p> <p>チ 株式分配以外の現物分配 「<u>株式保有関係 6</u>」から「<u>支配株主の株式の保有状況 12</u>」までの各欄</p> <p>リ 株式分配又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第 4 条の 3 第 6 項第 1 号（<u>適格組織再編成における株式の保有関係等</u>）に規定する単独新設分割であるものをいい、<u>中間型分割（分割法人が分割により交付を受ける法第 2 条第 12 号の 9 イに規定する分割対価資産の一部のみをその分割法人の株主等に交付する分割をいいます。）を除きます。</u>）<u>「株式保有関係 6」、「事業規模 10」及び「支配株主の株式の保有状況 12」の各欄</u></p> <p>ヌ 株式交付 「<u>適格区分 5</u>」から「<u>支配株主の株式の保有状況 12</u>」までの各欄</p> <p>また、この明細書は、<u>組織再編成が複数ある場合にはその組織再編成ごとに、組織再編成に係る相手方が複数ある場合にはその相手方ごとに作成し、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。</u></p> <p>2 「<u>提出対象法人の区分、組織再編成の態様及び組織再編成の日 1</u>」の「<u>区分</u>」欄はこの明細書の提出対象法人の組織再編成に係る法人区分を○で囲み、「<u>態様</u>」欄は該当する組織再編成を○で囲みます。</p> <p>また、「<u>組織再編成の日</u>」欄は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める日を記載します。</p> <p>イ 合併 <u>合併の効力を生ずる日（新設合併（法第 2 条第 12 号の 8 イに規定する新設合併をいいます。以下同じ。）の場合は、新設合併に係る合併法人の設立登記の日）</u></p> <p>ロ 分割 <u>分割の効力を生ずる日（新設分割（施行令第 4 条の 3 第 6 項第 1 号</u></p>	<p>記載は要しません。</p> <p>イ 株式分配以外の現物分配 「<u>株式保有関係 4</u>」から「<u>支配株主の株式の保有状況 9</u>」までの各欄</p> <p>ロ 株式分配又は単独新設分割型分割（分割型分割に該当する分割で単独新設分割であるもの（<u>分割法人が分割により交付を受ける分割対価資産の一部のみを当該分割法人の株主等に交付する分割（以下「中間型分割」といいます。）を除きます。</u>）をいいます。以下同じ。） 「<u>株式保有関係 4</u>」、「<u>事業規模 7</u>」及び「<u>支配株主の株式の保有状況 9</u>」の各欄</p> <p>また、この明細書に記載しきれない項目については適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <p>2 「<u>組織再編成の態様 1</u>」は、該当する組織再編成を○で囲みます。また、その組織再編成が分割の場合には、分割の（ ）内に分割型分割（<u>単独新設分割型分割を除きます。</u>）は「<u>分割型</u>」、分社型分割は「<u>分社型</u>」、中間型分割については「<u>中間型</u>」、単独新設分割型分割については「<u>単独新設型</u>」と記載し、その組織再編成が現物分配のうち株式分配である場合には、現物分配の（ ）内に「<u>株式分配</u>」と記載します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>に規定する新設分割をいいます。以下同じ。）の場合は、新設分割に係る分割承継法人の設立登記の日)</u></p> <p>ハ <u>株式交付以外の現物出資 資産又は負債の移転があった日（新設現物出資（施行令第4条の3第13項第1号に規定する新設現物出資をいいます。以下同じ。）の場合は、新設現物出資に係る被現物出資法人の設立登記の日)</u></p> <p>ニ <u>現物分配 資産の移転があった日</u></p> <p>ホ <u>株式交換 株式交換の効力を生ずる日</u></p> <p>ヘ <u>株式移転 株式移転完全親法人の設立登記の日</u></p> <p>ト <u>株式交付 株式交付の効力を生ずる日</u></p> <p>3 <u>「相手方の区分、名称及び所在地2」の「区分」欄は、この明細書の提出対象法人の組織再編成に係る相手方の法人区分を○で囲みます。</u> <u>また、「名称」及び「所在地」欄は、その相手方の名称及び所在地を記載します。</u></p> <p>4 <u>「移転した（又は交付した）資産又は負債の明細3」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</u></p> <p>イ <u>合併、分割、株式交付以外の現物出資及び現物分配 合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人その他の株主等に移転した資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、移転直前の帳簿価額）を記載します。</u></p> <p>ロ <u>株式交付 株式交付子会社（会社法第774条の3第1項第1号に規定する</u></p>	<p>3 <u>「組織再編成の日」は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日を記載します。</u></p> <p>イ <u>合併 合併の効力を生ずる日（新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日)</u></p> <p>ロ <u>分割 分割の効力を生ずる日（新設分割の場合は、新設分割設立法人の設立登記の日)</u></p> <p>ハ <u>現物出資又は現物分配 資産又は負債の移転をした日</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>株式交付子会社をいいます。以下同じ。）の株主に対して交付した株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額を記載するとともに、「株式交付にあっては左の算定根拠」欄にはその算定根拠を記載します。また、その株式交付子会社の株主に対して交付したその株式交付親会社の株式その他の資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類をこの明細書に添付してください。</u></p> <p>5 「<u>移転を受けた資産又は負債の明細4</u>」は、次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ <u>合併、分割、株式交付以外の現物出資及び適格現物分配 被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。以下同じ。）から移転を受けた資産又は負債の種類及び価額（その組織再編成が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配の場合には、被合併法人等の移転直前の帳簿価額）を記載します。</u></p> <p>ロ <u>株式交換、株式移転及び株式交付 株式交換完全子法人の株主、株式移転完全子法人の株主又は株式交付子会社の株主から移転を受けた資産の種類及び取得価額を記載します。</u></p> <p>6 「<u>適格区分5</u>」は、その組織再編成が<u>適格組織再編成（適格合併、適格分割、適格現物出資、適格現物分配、適格株式分配、適格株式交換等又は適格株式移転をいいます。以下同じ。）</u>の場合には「<u>適格</u>」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、<u>その組織再編成が適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」</u>を○で囲みます。</p>	<p>4 「<u>適格区分2</u>」は、その組織再編成が<u>法人税法第2条第12号の8（適格合併）、第12号の11（適格分割）、第12号の14（適格現物出資）、第12号の15（適格現物分配）又は第12号の15の3（適格株式分配）</u>のいずれかに該当する組織再編成（以下「<u>適格組織再編成</u>」といいます。）である場合には「<u>適格</u>」を○で囲み、該当する条項を（ ）内に記載します。また、<u>適格組織再編成以外の組織再編成の場合には「その他」</u>を○で囲みます。</p> <p>5 「<u>組織再編成に係る関連法人</u>」の「<u>名称及び所在地3</u>」には、<u>被合併法人等及び合併法人等の名称及び所在地</u>を記載します。</p> <p><u>この場合、名称の前に合併法人、被合併法人、分割法人、分割承継法人、現</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>7 「<u>株式保有関係6</u>」は、当事者間の株式保有関係が<u>施行令第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項、第14項、第18項、第19項、第21項又は第23項</u>のいずれの<u>関係に該当するかにより、該当する条項を記載</u>します。</p> <p>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。</p> <p>イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあつては金額。以下同じ。）が<u>その他方の法人の発行済株式等の総数</u>（出資にあつては総額。以下同じ。）のうちに占める割合</p> <p>ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が<u>施行令第4条の2第1項及び第2項（支配関係及び完全支配関係）</u>の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、<u>その他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合</u></p> <p>8 「<u>従業者の数7</u>」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</p> <p>イ <u>合併に係る被合併法人</u> 「<u>組織再編成前</u>」欄はその被合併法人のその合併直前の従業者の数を記載し、「<u>組織再編成後</u>」欄はその数のうちその合併後に<u>法第2条第12号の8ロ(1)又は施行令第4条の3第4項第3号</u>に規定する合併法人の業務に従事する者の数を記載します。</p> <p>ロ <u>分割に係る分割法人</u> 「<u>組織再編成前</u>」欄はその分割法人のその分割前に<u>行っていた事業（その分割により分割承継法人において行われることとなるものに限ります。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその分割後に法第2条第12号の11ロ(2)又は施行令第4条の3第8項第4号若しくは同条第9項第4号に規定する分割承継法人の業務に従事す</u></p>	<p><u>物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人又は被現物分配法人の別を表示</u>します。</p> <p>6 「<u>株式保有関係4</u>」は、当事者間の株式保有関係が<u>法人税法施行令（以下「施行令」といいます。）第4条の3第2項、第3項、第6項、第7項、第13項又は第14項</u>のいずれの<u>関係に該当するかにより、該当する条項を記載</u>します。</p> <p>また、組織再編成の前後における次に掲げる株式（出資を含みます。以下同じ。）の保有割合を記載します。</p> <p>イ 直接保有の株式の保有割合 一方の法人が保有する他方の法人の株式の数（出資にあつては金額。以下同じ。）が<u>当該他方の法人の発行済株式等の総数</u>（出資にあつては総額。以下同じ。）のうちに占める割合</p> <p>ロ 間接保有の株式の保有割合 一方の法人が<u>施行令第4条の2第1項及び第2項</u>の規定により他方の法人の株式を保有するものとみなされた法人である場合のその保有するものとみなされた株式の数が、<u>当該他方の法人の発行済株式等の総数のうちに占める割合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>る者の数を記載します。</u></p> <p>ハ <u>株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人 「組織再編成前」欄はその現物出資前に行っていた事業（その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものに限りま</u><u>す。）に係る従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその現物出資後に法第2条第12号の14ロ(2)又は施行令第4条の3第15項第4号に規定する被現物出資法人の業務に従事する者の数を記載します。</u></p> <p>ニ <u>株式分配に係る現物分配法人 「組織再編成前」欄はその株式分配に係る完全子法人（法第2条第12号の15の2に規定する完全子法人をいいます。以下同じ。）のその株式分配直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式分配後に完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</u></p> <p>ホ <u>株式交換に係る株式交換完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式交換完全子法人のその株式交換直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式交換後に法第2条第12号の17ロ(1)に規定する株式交換等完全子法人の業務又は施行令第4条の3第20項第3号に規定する株式交換完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</u></p> <p>ヘ <u>株式移転に係る株式移転完全子法人 「組織再編成前」欄はその株式移転完全子法人の株式移転直前の従業者の数を記載し、「組織再編成後」欄はその数のうちその株式移転後に法第2条第12号の18ロ(1)又は施行令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人の業務に引き続き従事する者の数を記載します。</u></p> <p>9 <u>「組織再編成前の主要事業等8」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</u></p> <p>イ <u>合併に係る被合併法人 その合併前に行っていた主要な事業を記載し、そ</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>の記載した事業が法第2条第12号の8ロ(2)又は施行令第4条の3第4項第4号に規定する合併法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</u></p> <p><u>ロ 合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人</u> <u>その合併前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</u></p> <p><u>ハ 分割に係る分割法人</u> <u>その分割前に行っていた事業のうち、その分割により分割承継法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の11ロ(3)又は施行令第4条の3第8項第5号若しくは同条第9項第5号に規定する分割承継法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</u></p> <p><u>ニ 分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人</u> <u>その分割前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</u></p> <p><u>ホ 株式交付以外の現物出資に係る現物出資法人</u> <u>その現物出資前に行っていた事業のうち、その現物出資により被現物出資法人において行われることとなるものを記載し、その記載した事業が法第2条第12号の14ロ(3)又は施行令第4条の3第15項第5号に規定する被現物出資法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</u></p> <p><u>ヘ 株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人</u> <u>その現物出資前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>ト <u>株式分配に係る現物分配法人</u> <u>その株式分配に係る完全子法人のその株式分配前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲みます。</u></p> <p>チ <u>株式交換に係る株式交換完全親法人</u> <u>その株式交換前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には、「関連」を○で囲みます。</u></p> <p>リ <u>株式交換に係る株式交換完全子法人</u> <u>その株式交換前に行っていた主要な事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の17ロ(2)に規定する株式交換等完全子法人又は施行令第4条の3第20項第4号に規定する株式交換完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」欄に記載した事業と関連する場合には「関連」を○で囲みます。</u></p> <p>ヌ <u>株式移転に係る株式移転完全子法人</u> <u>その株式移転前に行っていた事業を記載し、その記載した事業が法第2条第12号の18ロ(2)又は施行令第4条の3第24項第3号に規定する株式移転完全子法人において引き続き行われる場合には「継続」を○で囲み、その記載した事業が「関連事業9」に記載した事業と関連する場合（いずれかの事業が主要な事業である場合に限りま</u> <u>す。）には「関連」を○で囲みます。</u></p> <p>10 <u>「関連事業9」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次により記載します。</u></p> <p>イ <u>合併（新設合併を除きます。）に係る被合併法人</u> <u>その合併に係る合併法</u></p>	<p>7 <u>「主要な事業の種類5」には、合併、分割、現物出資又は株式分配（以下「合併等」といいます。）の前に行う主要な事業（分割法人又は現物出資法人にあっては、移転する事業）の種類を簡記し、被合併法人等の移転する事業と合併法人等（新設合併、複数新設分割又は複数現物出資にあっては、他の被合併法人、分割法人又は現物出資法人）の合併等の前に行う事業とが相互に関連する事業である場合には「事業関連性 有・無」の有を○で囲みます。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>人のその合併前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ロ <u>新設合併に係る被合併法人</u> <u>その新設合併に係る他の被合併法人のその新設合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ハ <u>合併（新設合併を除きます。）に係る合併法人</u> <u>その合併に係る被合併法人のその合併前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ニ <u>分割（新設分割を除きます。）に係る分割法人</u> <u>その分割に係る分割承継法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ホ <u>新設分割に係る分割法人</u> <u>その新設分割に係る他の分割法人のその新設分割前に行っていた事業のうち、その新設分割により分割承継法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ヘ <u>分割（新設分割を除きます。）に係る分割承継法人</u> <u>その分割に係る分割法人のその分割前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ト <u>株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る現物出資法人</u> <u>その現物出資に係る被現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>チ <u>新設現物出資に係る現物出資法人</u> <u>その新設現物出資に係る他の現物出資法人のその新設現物出資前に行っていた事業のうち、その新設現物出資により被現物出資法人において行われることとなるもので「組織再編成前の主要事業等 8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>リ <u>株式交付以外の現物出資（新設現物出資を除きます。）に係る被現物出資法人</u> <u>その現物出資に係る現物出資法人のその現物出資前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ヌ <u>株式交換に係る株式交換完全親法人</u> <u>その株式交換に係る株式交換完全子法人のその株式交換前に行っていた主要な事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ル <u>株式交換に係る株式交換完全子法人</u> <u>その株式交換に係る株式交換完全親法人のその株式交換前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>ヲ <u>株式移転に係る株式移転完全子法人</u> <u>その株式移転に係る他の株式移転完全子法人のその株式移転前に行っていた事業で「組織再編成前の主要事業等8」欄に記載した事業と関連するもの</u></p> <p>11 「事業規模10」の「指標」欄は、<u>施行令第4条の3第4項第2号、第8項第2号、第15項第2号、第18項第2号又は第24項第2号の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。</u>なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。</p> <p>12 「<u>特定役員等の役職名及び氏名11</u>」は、次に掲げる提出対象法人の区分に応じそれぞれ次の者について記載します。</p> <p>イ <u>合併に係る被合併法人</u> <u>その合併前にその被合併法人の特定役員（施行令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。以下同じ。）であった者でその合併後に合併法人の特定役員となった者</u></p> <p>ロ <u>分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人</u> <u>その分割又は現物出資前にこれらの法人の役員等（施行令第4条の3第8項第2号又は第9項第</u></p>	<p>8 「<u>事業規模7</u>」の「指標」欄は、<u>施行令第4条の3第4項第2号、第8項第2号又は第15項第2号（共同事業要件）の規定により事業の規模を比較する場合に採用した指標を○で囲みます。</u>なお、「その他」の指標により事業の規模を比較した場合には、（ ）内にその指標を簡記します。</p> <p>9 「<u>役員状況8</u>」は合併等の後に合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は完全子法人の特定役員（<u>施行令第4条の3第4項第2号に規定する特定役員をいいます。</u>）となった者の役職名、氏名及び合併等の前の役職名を記載します。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2号に規定する役員等をいいます。)であった者でその分割又は現物出資後に分割承継法人又は被現物出資法人の特定役員となった者</u></p> <p><u>ハ 株式分配に係る現物分配法人</u> <u>その株式分配に係る完全子法人の特定役員である者</u></p> <p><u>ニ 株式交換又は株式移転に係る株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人</u> <u>これらの法人の特定役員である者</u></p> <p>13 「支配株主の株式の保有状況12」は、<u>合併、分割型分割、株式交換又は株式移転の直前に被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人に支配株主（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する支配株主をいいます。以下同じ。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又は株式移転完全子法人の株式の数を記載します。</u></p> <p>また、<u>その合併、分割型分割、株式交換又は株式移転によって交付される対価株式（施行令第4条の3第4項第5号、第8項第6号イ、第20項第5号又は第24項第5号に規定する対価株式をいいます。）の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有」を○で囲みます。</u></p>	<p>10 「支配株主の株式の保有状況9」は、<u>合併又は分割型分割の直前に当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人に支配株主（当該被合併法人又は分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者及び当該他の者による支配関係があるもの（当該合併又は分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）がいる場合に、その支配株主の氏名又は名称及びその支配株主が有する被合併法人又は分割法人の株式の数を記載します。</u></p> <p>また、<u>当該合併又は分割型分割によって交付される合併法人若しくは合併親法人又は分割承継法人若しくは分割承継親法人のうちいずれか一の法人の株式であってその支配株主に交付されるもの（当該合併が無対価合併である場合にあっては、支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併法人の株式の数に支配株主が当該合併の直後に保有する当該合併法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該合併の直前に保有していた当該被合併法人の株式の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した数の当該合併法人の株式とし、当該分割型分割が無対価分割である場合にあっては、支配株主が当該分割型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の数に支配株主が当該分割型分割の直後に保有する当該分割承継法人の株式の帳簿価額のうちに支配株主が当該分割型分割の直前に保有していた当該分割法人の株式の帳簿価額のうち当該分割型分割により当該分割承継法人に移転した資産又は負債に対応する部分の金額の占める割合を乗</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>じて計算した数の当該分割承継法人の株式)の全部を継続して保有することが見込まれる場合には、「新株継続保有見込の有無」欄の「有・無」の有を○で囲みます。</u></p> <p>11 「<u>移転した(又は移転を受けた)資産又は負債の明細10</u>」には、<u>移転した(又は移転を受けた)資産・負債の種類を勘定科目別に記載します。</u></p> <p><u>また、適格組織再編成に該当するときは、その資産・負債に係る被合併法人等の移転直前の帳簿価額を記載し、適格組織再編成以外の組織再編成の場合は、その資産・負債の譲渡価額又は取得価額を記載します。</u></p> <p><u>(注) この明細書のほかに合併契約書、分割契約書、分割計画書その他これらに類するものの写しを添付してください(法人税法施行規則第35条第5号)。</u></p>

十五 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>(資産の運用又は保有により生ずる所得)</p> <p>20-2-7 法第138条第1項第2号<u>《国内源泉所得》</u>に掲げる所得には、次のようなものが該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) 令第177条第1項第2号に掲げる債権の利子及び当該債権又は所得税法第161条第1項第10号<u>《国内源泉所得》</u>に規定する貸付金に係る債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその満たない部分の金額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(資産の運用又は保有により生ずる所得)</p> <p>20-2-7 法第138条第1項第2号<u>《国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得》</u>に掲げる所得には、次のようなものが該当する。</p> <p>(1)</p> <p>(2) 同条第2号に掲げる債権の利子及び当該債権又は所得税法第161条第1項第10号<u>《国内において業務を行う者に対する貸付金の利子》</u>に規定する貸付金に係る債権をその債権金額に満たない価額で取得した場合におけるその満たない部分の金額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

十六 申告及び還付

改 正 後	改 正 前
<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>20-8-1 17-1-5 (組織再編成に係る確定申告書の添付書類) は、規則第61条の5第1号ホ及び第2号ホ(確定申告書の添付書類)に規定する明細書を確定申告書に添付する場合に準用する。</p>	<p>(組織再編成に係る確定申告書の添付書類)</p> <p>20-8-1 17-1-5 (組織再編成に係る確定申告書の添付書類) は、規則第61条の5第1号ホ及び第2号ホ(確定申告書の添付書類)に規定する「<u>資産若しくは負債その他主要な事項</u>」に関する明細書を確定申告書に添付する場合に準用する。</p>

十七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>経過的取扱い…改正通達の適用時期</u>)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正前又は改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の7-3-15の2、7-3-15の3及び7-8-6の2の取扱いは、令和3年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正後の9-2-27の2の取扱いは、法人がこの法令解釈通達の日付の日以後に開始する会計期間においてその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をする給与について適用し、法人が同日前に開始した会計期間においてその支給に係る決議(当該決議が行われない場合には、その支給)をした給与については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>

(3) この法令解釈通達による改正後の9-5-2の取扱いは、この法令解釈通達の日付の日以後に当該事業年度（その直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度。以下「直前年度」という。）が令和2年4月1日以後に開始するものに限る。）の法人税について更正又は決定をする場合について適用し、この法令解釈通達の日付の日前に当該事業年度の法人税について更正又は決定をした場合（この法令解釈通達の日付の日以後に当該事業年度（その直前年度が令和2年4月1日前に開始したものに限る。）の法人税について更正又は決定をする場合を含む。）については、なお従前の例による。